

保 年 第 3 0 1 号
令和3年1月19日

国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 江 尻 裕 亮 様

富山市長 森 雅 志

諮 問 書

本市の国民健康保険事業の収支状況は、平成25年度の保険料率の改正以降、平成30年度まで黒字決算となり、令和元年度末で国民健康保険事業基金残高は約36億円となっております。

本市においては、国保財政の健全化を図り、医療費適正化、収納率の向上に取り組んだことや県単位化に伴う国保改革にあわせ公費が拡充されたことから、今後も黒字状況が続き基金残高が増加すると見込まれております。

今回、富山市国民健康保険条例の一部を下記のとおり改正することにつきまして、富山市国民健康保険規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険料率の改正内容

① 基礎賦課額分（医療給付費分）

ア．所得割額：（現行）「1,000 分の 74」→（改正案）「1,000 分の 64」

イ．被保険者均等割額：1 人につき（現行）25,680 円→（改正案）25,000 円

ウ．世帯別平等割額：1 世帯につき

（特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯）（現行）22,560 円→（改正案）17,500 円

（特定世帯）（現行）11,280 円→（改正案）8,750 円

（特定継続世帯）（現行）16,920 円→（改正案）13,125 円

② 後期高齢者支援金等分

ア. 所得割額：(現行)「1,000 分の 21」→(改正案)「1,000 分の 23」

イ. 被保険者均等割額：1 人につき(現行)8,160 円→(改正案)8,200 円

ウ. 世帯別平等割額：1 世帯につき

(特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯) (現行)6,480 円→(改正案)7,000 円

(特定世帯) (現行)3,240 円→(改正案)3,500 円

(特定継続世帯) (現行)4,860 円→(改正案)5,250 円

③ 介護納付金分

ア. 所得割額：(現行)「1,000 分の 21」→(改正案)「1,000 分の 23」

イ. 被保険者均等割額：1 人につき(現行)9,360 円→(改正案)9,500 円

ウ. 世帯別平等割額：1 世帯につき(現行)6,000 円→(改正案)6,500 円

2 施行期日 令和3年4月1日